

京都市告示第 25 号

介護保険法第70条第1項、第79条第1項及び第115条の2第1項の規定により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成24年4月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

さんしょう福祉サービス株式会社（代表取締役 奥山 昇吾）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市桂稲荷山町39番地3

3 事業所の名称

ケアプランセンター空 桂事業所、ヘルパーステーション空 桂事業所

4 事業所の所在地

京都府京都市西京区川島滑樋町38番15

5 指定する事業の種類

訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護

6 指定年月日

平成24年4月1日

7 介護保険事業所番号

2674000696

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)